

公印の押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

(久喜市市民活動推進条例施行規則の一部改正)

第1条 久喜市市民活動推進条例施行規則（平成22年久喜市規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第5号中「印」を削る。

(久喜市公文書館条例施行規則の一部改正)

第2条 久喜市公文書館条例施行規則（平成22年久喜市規則第12号）の一部を次のように改正する。

様式第4号中「印」を削る。

(久喜市情報公開条例施行規則の一部改正)

第3条 久喜市情報公開条例施行規則（平成22年久喜市規則第15号）の一部を次のように改正する。

様式第5号から様式第9号まで及び様式第13号中「印」を削る。

(久喜市福祉オンブズパーソン規則の一部改正)

第4条 久喜市福祉オンブズパーソン規則（平成22年久喜市規則第72号）の一部を次のように改正する。

様式第6号中「印」を削る。

(久喜市ふれあいセンター久喜条例施行規則の一部改正)

第5条 久喜市ふれあいセンター久喜条例施行規則（平成22年久喜市規則第77号）の一部を次のように改正する。

様式第5号中「印」を削る。

(久喜市難病患者見舞金支給条例施行規則の一部改正)

第6条 久喜市難病患者見舞金支給条例施行規則（平成22年久喜市規則第81号）の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第4号中「印」を削る。

(久喜市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 久喜市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成22年久喜市規則第82号）の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第4号中「印」を削る。

（久喜市災害見舞金等支給条例施行規則の一部改正）

第8条 久喜市災害見舞金等支給条例施行規則（平成22年久喜市規則第83号）の一部を次のように改正する。

様式第4号及び様式第5号中「印」を削る。

（久喜市助産施設及び母子生活支援施設への入所に関する規則の一部改正）

第9条 久喜市助産施設及び母子生活支援施設への入所に関する規則（平成22年久喜市規則第87号）の一部を次のように改正する。

様式第3号から様式第9号まで、様式第11号及び様式第12号中「印」を削る。

（久喜市保育料の徴収に関する規則の一部改正）

第10条 久喜市保育料の徴収に関する規則（平成22年久喜市規則第90号）の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第4号中「印」を削る。

（久喜市一時保育事業実施規則の一部改正）

第11条 久喜市一時保育事業実施規則（平成22年久喜市規則第92号）の一部を次のように改正する。

様式第2号、様式第3号、様式第5号、様式第6号及び様式第8号中「印」を削る。

（久喜市休日保育事業実施規則の一部改正）

第12条 久喜市休日保育事業実施規則（平成22年久喜市規則第93号）の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第5号中「印」を削る。

（久喜市児童館条例施行規則の一部改正）

第13条 久喜市児童館条例施行規則（平成22年久喜市規則第97号）の一部を次のように改正する。

様式第4号中「印」を削る。

（久喜市老人福祉法施行細則の一部改正）

第14条 久喜市老人福祉法施行細則（平成22年久喜市規則第103号）の一部を次のように改正する。

様式第9号から様式第11号まで、様式第13号から様式第16号まで及び様式第19号から様式第21号までの規定中「印」を削る。

様式第22号中「㊟」を削る。

（久喜市偕楽荘条例施行規則の一部改正）

第15条 久喜市偕楽荘条例施行規則（平成22年久喜市規則第106号）の一部を次のように改正する。

様式第4号及び様式第5号中「印」を削る。

（久喜市彩嘉園条例施行規則の一部改正）

第16条 久喜市彩嘉園条例施行規則（平成22年久喜市規則第107号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「印」を削る。

（久喜市老人福祉センター条例施行規則の一部改正）

第17条 久喜市老人福祉センター条例施行規則（平成22年久喜市規則第109号）の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第5号中「印」を削る。

（久喜市ショートステイ事業条例施行規則の一部改正）

第18条 久喜市ショートステイ事業条例施行規則（平成22年久喜市規則第110号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「印」を削る。

（久喜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細

則の一部改正)

第19条 久喜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
施行細則（平成22年久喜市規則第116号）の一部を次のように改正する。

様式第44号中「印」及び「㊟」を削る。

（久喜市身体障害者福祉法施行細則の一部改正）

第20条 久喜市身体障害者福祉法施行細則（平成22年久喜市規則第117
号）の一部を次のように改正する。

様式第5号中「印」を削る。

（久喜市ホームヘルプサービス手数料条例施行規則の一部改正）

第21条 久喜市ホームヘルプサービス手数料条例施行規則（平成22年久喜市
規則第122号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「印」を削る。

（久喜市ホームヘルプサービス事業実施規則の一部改正）

第22条 久喜市ホームヘルプサービス事業実施規則（平成22年久喜市規則第
123号）の一部を次のように改正する。

様式第3号から様式第5号までの規定中「印」を削る。

（久喜市知的障害者福祉法施行細則の一部改正）

第23条 久喜市知的障害者福祉法施行細則（平成22年久喜市規則第124
号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号、様式第5号、様式第15号及び様式第16号中
「印」を削る。

（久喜市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の一部改正）

第24条 久喜市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（平成22年久
喜市規則第135号）の一部を次のように改正する。

様式第7号中「印」を削る。

（久喜市保健センター条例施行規則の一部改正）

第25条 久喜市保健センター条例施行規則（平成22年久喜市規則第136号）の一部を次のように改正する。

様式第3号から様式第5号までの規定中「印」を削る。

（久喜市水洗便所改造資金貸付条例施行規則の一部改正）

第26条 久喜市水洗便所改造資金貸付条例施行規則（平成22年久喜市規則第140号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「印」を削る。

（久喜市生活保護世帯水洗便所改造資金補助条例施行規則の一部改正）

第27条 久喜市生活保護世帯水洗便所改造資金補助条例施行規則（平成22年久喜市規則第141号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「印」を削る。

（久喜市一般小口資金融資に関する規則の一部改正）

第28条 久喜市一般小口資金融資に関する規則（平成22年久喜市規則第154号）の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第3号を次のように改める。

様式第2号（第10条関係）

依頼番号 第 号		久 第 号 年 月 日	
一般小口資金融資依頼書			
金融機関 様			
次の融資申込みについて、審査の結果、適当と認められますので融資を依頼します。			
久喜市長 <担当 TEL () >			
依頼融資機関		銀行・金庫 支店	
申込人	法人名又は 商号名		
	氏名又は 代表者		
	住 所		
	事業所 所在地		
申込金額		金 円也	
期 間		箇月	
資金使途		<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 設備資金 <input type="checkbox"/> 運転資金／設備資金併用	
償還方法		<input type="checkbox"/> 一時 <input type="checkbox"/> 分割 回払（据置 箇月）	
連帯保証人	氏 名	住 所	申込人との関係

様式第3号（第10条関係）

一般小口資金融資依頼通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長

年 月 日、あなたから申込書の提出がありました久喜市一般小口資金融資について下記のとおり融資機関に依頼したので通知します。

なお、融資機関及び信用保証協会の審査により、融資できない場合もあります。

記

依 頼 番 号		第 号		
依 頼 年 月 日		年 月 日		
依 頼 融 資 機 関				
申 込 人	氏 名			
	住 所			
金 額		金 円也	期 間	箇月
償 還 方 法		一 時 ・ 分 割 回 払 (据 置 箇 月)		
資 金 使 途		運 転 ・ 設 備 ・ 運 転 / 設 備 併 用		
連 帯 保 証 人	氏 名			
	住 所			
	氏 名			
	住 所			

(久喜市特別小口資金融資に関する規則の一部改正)

第 29 条 久喜市特別小口資金融資に関する規則（平成 22 年久喜市規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号及び様式第 3 号を次のように改める。

様式第2号（第9条関係）

依頼番号 第 号		久 第 号 年 月 日
特別小口資金融資依頼書		
金融機関 様		
次の融資申込みについて、審査の結果、適当と認められますので融資を依頼します。		
久喜市長 <担当 TEL () >		
依頼融資機関		銀行・金庫 支店
申込人	法人名又は商号名	
	氏名又は代表者	
	住所	
	事業所在地	
申込金額		金 円也
期間		箇月
資金使途		<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 設備資金 <input type="checkbox"/> 運転資金／設備資金併用
償還方法		<input type="checkbox"/> 一時 <input type="checkbox"/> 分割 回払（据置 箇月）

様式第3号（第9条関係）

特別小口資金融資依頼通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長

年 月 日、あなたから申込書の提出がありました久喜市特別小口資金融資について下記のとおり融資機関に依頼したので通知します。

なお、融資機関及び信用保証協会の審査により、融資できない場合もあります。

記

依 頼 番 号	第 号		
依 頼 年 月 日	年 月 日		
依 頼 融 資 機 関			
申 込 人	氏 名		
	住 所		
金 額	金 円也	期 間	箇月
償 還 方 法	一 時 ・ 分 割 回 払 (据 置 箇 月)		
資 金 使 途	運 転 ・ 設 備 ・ 運 転 / 設 備 併 用		

(久喜市中小企業近代化資金融資に関する規則の一部改正)

第30条 久喜市中小企業近代化資金融資に関する規則（平成22年久喜市規則第156号）の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第3号を次のように改める。

様式第2号（第10条関係）

依頼番号 第 号 久 第 号 年 月 日										
中小企業近代化資金融資依頼書										
金融機関 様										
次の融資申込みについて、審査の結果、適当と認められますので融資を依頼します。										
久喜市長 <担当 TEL () >										
依頼融資機関	銀行・金庫 支店									
申込人	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">法人名又は商号名</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏名又は代表者</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">事業所在地</td> <td></td> </tr> </table>	法人名又は商号名		氏名又は代表者		住所		事業所在地		
	法人名又は商号名									
	氏名又は代表者									
	住所									
事業所在地										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">申込金額</td> <td style="padding: 5px;">金 円也</td> </tr> </table>	申込金額	金 円也								
申込金額	金 円也									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">期 間</td> <td style="padding: 5px;">箇月</td> </tr> </table>	期 間	箇月								
期 間	箇月									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">資金使 途</td> <td style="padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 設備資金 <input type="checkbox"/> 運転資金／設備資金併用 </td> </tr> </table>	資金使 途	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 設備資金 <input type="checkbox"/> 運転資金／設備資金併用								
資金使 途	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 設備資金 <input type="checkbox"/> 運転資金／設備資金併用									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">償 還 方 法</td> <td style="padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 一時 <input type="checkbox"/> 分割 回払（据置 箇月） </td> </tr> </table>	償 還 方 法	<input type="checkbox"/> 一時 <input type="checkbox"/> 分割 回払（据置 箇月）								
償 還 方 法	<input type="checkbox"/> 一時 <input type="checkbox"/> 分割 回払（据置 箇月）									
連 保 証 人	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">氏 名</td> <td style="width: 30%; padding: 5px;">住 所</td> <td style="width: 40%; padding: 5px;">申込人との関係</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	氏 名	住 所	申込人との関係						
	氏 名	住 所	申込人との関係							

様式第3号（第10条関係）

中小企業近代化資金融資依頼通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長

年 月 日、あなたから申込書の提出がありました久喜市中小企業近代化資金融資について下記のとおり融資機関に依頼したので通知します。

なお、融資機関及び信用保証協会の審査により、融資できない場合もあります。

記

依 頼 番 号	第 号		
依 頼 年 月 日	年 月 日		
依 頼 融 資 機 関			
申 込 人	氏 名		
	住 所		
金 額	金 円也	期 間	箇月
償 還 方 法	一 時 ・ 分 割 回 払 (据 置 箇 月)		
資 金 使 途	運 転 ・ 設 備 ・ 運 転 / 設 備 併 用		
連 証 帯 人	氏 名		
	住 所		
	氏 名		
	住 所		

(久喜市営久喜駅前駐車場条例施行規則の一部改正)

第31条 久喜市営久喜駅前駐車場条例施行規則（平成22年久喜市規則第157号）の一部を次のように改正する。

様式第3号、様式第5号及び様式第7号中「印」を削る。

(久喜市勤労者住宅資金貸付規則の一部改正)

第32条 久喜市勤労者住宅資金貸付規則（平成22年久喜市規則第161号）の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第12条関係）

勤労者住宅資金貸付資格審査決定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長

久喜市勤労者住宅資金貸付けの申込みについて、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 あなたは、審査の結果、利用適格者と決定しました。
 - (1) 資金の貸付けの手続は、下記で行ってください。

(中央労働金庫春日部支店)

所在地 春日部市中央1-56-13（西口下車徒歩5分）

電 話 048-736-3661
 - (2) この決定書を受け取った日から起算して4箇月以内に手続をしない場合は、利用資格を取り消しますので御注意ください。
- 2 あなたは、審査の結果、利用不適格者と決定しました。

(理由)
- 3 あなたは、抽選の結果、落選となりました。

(久喜市印鑑登録及び証明に関する条例施行規則の一部改正)

第33条 久喜市印鑑登録及び証明に関する条例施行規則（平成22年久喜市規則第166号）の一部を次のように改正する。

様式第6号及び様式第12号中「印」を削る。

(久喜市栗橋文化会館条例施行規則の一部改正)

第34条 久喜市栗橋文化会館条例施行規則（平成22年久喜市規則第173号）の一部を次のように改正する。

様式第8号、様式第9号、様式第11号及び様式第13号中「印」を削る。

(久喜市空き地の環境保全に関する条例施行規則の一部改正)

第35条 久喜市空き地の環境保全に関する条例施行規則（平成22年久喜市規則第178号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「印」を削る。

(久喜市コミュニティセンター条例施行規則の一部改正)

第36条 久喜市コミュニティセンター条例施行規則（平成22年久喜市規則第185号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「印」を削る。

(久喜市コミュニティ広場条例施行規則の一部改正)

第37条 久喜市コミュニティ広場条例施行規則（平成22年久喜市規則第186号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「印」を削る。

(久喜市自転車等放置防止条例施行規則の一部改正)

第38条 久喜市自転車等放置防止条例施行規則（平成22年久喜市規則第190号）の一部を次のように改正する。

様式第7号中「印」を削る。

(久喜市市営住宅条例施行規則の一部改正)

第39条 久喜市市営住宅条例施行規則（平成22年久喜市規則第204号）の

一部を次のように改正する。

様式第5号及び様式第8号中「印」を削る。

(久喜都市計画事業久喜駅前西口第1種市街地再開発事業利子補給条例施行規則の一部改正)

第40条 久喜都市計画事業久喜駅前西口第1種市街地再開発事業利子補給条例施行規則(平成22年久喜市規則第209号)の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第4号中「印」を削る。

(久喜市土地区画整理事業の保留地処分に関する規則の一部改正)

第41条 久喜市土地区画整理事業の保留地処分に関する規則(平成22年久喜市規則第211号)の一部を次のように改正する。

様式第3号、様式第6号及び様式第11号中「印」を削る。

(久喜市土地区画整理事業における清算金の徴収及び交付に関する規則の一部改正)

第42条 久喜市土地区画整理事業における清算金の徴収及び交付に関する規則(平成22年久喜市規則第212号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第4号、様式第7号、様式第8号、様式第10号から様式第12号まで及び様式第15号中「印」を削る。

(久喜市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部改正)

第43条 久喜市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則(平成22年久喜市規則第238号)の一部を次のように改正する。

様式第2号から様式第5号までの規定中「印」を削る。

(久喜市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例施行規則の一部改正)

第44条 久喜市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例施行規則(平成24年久喜市規則第25号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」を削る。

(久喜市議会政務活動費の交付に関する規則の一部改正)

第45条 久喜市議会政務活動費の交付に関する規則（平成25年久喜市規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第5号及び様式第6号中「印」を削る。

(久喜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく計画相談支援及び児童福祉法に基づく障害児相談支援に関する規則の一部改正)

第46条 久喜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく計画相談支援及び児童福祉法に基づく障害児相談支援に関する規則（平成25年久喜市規則第22号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第5号中「印」を削る。

(久喜市立保育所保育料等徴収条例施行規則の一部改正)

第47条 久喜市立保育所保育料等徴収条例施行規則（平成27年久喜市規則第15号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号、様式第4号及び様式第5号中「印」を削る。

(久喜市子ども・子育て支援法等施行細則の一部改正)

第48条 久喜市子ども・子育て支援法等施行細則（平成27年久喜市規則第21号）の一部を次のように改正する。

様式第2号、様式第4号から様式第7号まで、様式第10号から様式第12号まで、様式第14号、様式第18号、様式第19号、様式第21号及び様式第22号中「印」を削る。

(久喜市犯罪被害者等支援条例施行規則の一部改正)

第49条 久喜市犯罪被害者等支援条例施行規則（令和2年久喜市規則第16号）の一部を次のように改正する。

様式第3号、様式第4号及び様式第6号中「印」を削る。

(久喜市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則の一部改正)

第50条 久喜市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則（令和3年久喜市規則第76号）の一部を次のように改正する。

様式第1号の3、様式第3号、様式第3号の2、様式第6号及び様式第9号中「印」を削る。

（久喜市立体育施設条例施行規則の一部改正）

第51条 久喜市立体育施設条例施行規則（令和4年久喜市規則第19号）の一部を次のように改正する。

様式第4号中「印」を削る。

（久喜市栗橋B&G海洋センター条例施行規則の一部改正）

第52条 久喜市栗橋B&G海洋センター条例施行規則（令和4年久喜市規則第20号）の一部を次のように改正する。

様式第4号中「印」を削る。

（久喜市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部改正）

第53条 久喜市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年久喜市規則第23号）の一部を次のように改正する。

様式第8号から様式第13号まで、様式第21号から様式第25号まで及び様式第30号から様式第36号までの規定中「印」を削る。

（久喜市死者情報の開示請求に係る取扱規則の一部改正）

第54条 久喜市死者情報の開示請求に係る取扱規則（令和5年久喜市規則第32号）の一部を次のように改正する。

様式第4号及び様式第5号中「印」を削る。

（久喜市企業誘致条例施行規則の一部改正）

第55条 久喜市企業誘致条例施行規則（令和6年久喜市規則第21号）の一部を次のように改正する。

様式第2号、様式第5号、様式第7号及び様式第13号中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。